

鳥取県告示第212号

鳥取県立大山駐車場の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第69号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立大山駐車場の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第238号（鳥取県立大山駐車場の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 大山国立公園駐車場

区 分		単 位	金 額
乗用車	午後2時までに入場の場合	1台1日につき	1,000円
	午後2時から午後5時までに入場の場合	1台1日につき	700円
	午後5時以降に入場の場合	1台1日につき	500円
大型バス		1台1日につき	2,400円
マイクロバス		1台1日につき	1,800円
二輪車		1台1日につき	100円

備考 2日以上継続して利用する場合は、2日目以降の入場時間は午前0時とみなす。

(2) 大山屋内駐車場

区 分		単 位	金 額	
乗用車	1日利用の場合	1台1日につき	1,500円	
	2日以上継続して利用 する場合	1日目	1台1日につき	1,500円
		2日目以降	1台1日につき	1,000円

(3) 大山隠岐国立公園上槇原駐車場

無料

2 承認年月日

平成21年3月19日